

湘南医療大学ハラスメント防止規程

(平成27年4月1日制定)

最新改正(令和3年4月1日)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、湘南医療大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応について必要な事項を定め、学生及び教職員等が、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という精神に基づき個人として尊重され、教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動の快適な環境を醸成し、維持することを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、本学の関係者のうち次の各号に掲げる者(以下「構成員」という。)を対象とする。

- (1) 本学の学生等(本科学学生、聴講生、研究生、科目等履修生及び本学において就学する者)
- (2) 本学の教職員等(専任教職員、非常勤講師、契約職員、本学において就労する派遣労働者及び委託業務従事者)
- (3) その他、継続的に本学の教育研究に携わる者(学生等の家族、各種実習先等で職務上の関係を有する者等)

(定義)

第3条 この規程において、ハラスメントとは、他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の尊厳又は人権を侵害し、本学における生活・修学環境、教育研究環境並びに就労環境等を害することをいい、次の各号に掲げるハラスメントを総称するものとする。

(1) セクシュアル・ハラスメント

ア 地位及び権限を利用し、相手への利益の供与又は不利益の回避を代償として、相手の意に反する性的な要求を行うこと

イ 生活・修学環境、教育研究環境、就労環境等を害する相手の意に反する性的な言動を行うこと

(2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の学修意欲、教育研究意欲を低下させること又は生活・修学環境、教育研究環境を害すること

(3) パワー・ハラスメント

職務上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の就労意欲を低下させること又は就労環境を害すること。

(4) その他優越的な地位に基づき行う(1)、(2)、(3)に準じる嫌がらせや差別行動。

(禁止行為)

第4条 構成員は、他の構成員を教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動における対等なパートナーとして認め、学園における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、学園内において次項から第5項に掲げる行為をしてはならない。

2 セクシュアル・ハラスメント

- ① 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- ② 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問
- ③ わいせつ画像の閲覧、配布、掲示等
- ④ うわさの流布
- ⑤ 不必要な身体的接触
- ⑥ プライバシーの侵害
- ⑦ 性的な言動により、相手の研究・勉学・就労等の意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑧ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った相手に対して、解雇、退学、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑨ 交際・性的な関係の強要
- ⑩ その他相手方に不快感を与える性的な言動

3 アカデミック・ハラスメント

- ① 学習・研究活動の妨害
- ② 指導義務の放棄、指導上の差別
- ③ 研究成果の搾取
- ④ 精神的虐待や誹謗中
- ⑤ 不適切な環境下での指導の強制
- ⑥ 権力の濫用
- ⑦ プライバシーの侵害
- ⑧ 他大学の学生、留学生、聴講生、ゲスト、他のゼミの学生などへの排斥行為
- ⑨ その他教育研究上の優位性を背景にした、相手方への不適切な言動、また言動により職場・教育環境を悪化させる行為

4 パワー・ハラスメント

- ① 職務上の上下関係を用いて、違法行為を強制する。また断った際に嫌がらせ
- ② 上司が部下からの要請があるにもかかわらず、適切な指導助言等の放棄、また指導上の差別
- ③ 必要性のない指示命令
- ④ 理由なく時間外勤務を強要する、それを拒否したことにより不利益な取り扱い
- ⑤ 業務の指導と称してどなったり、根拠なく個人を誹謗中傷
- ⑥ 業務の指導の範疇を超えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動
- ⑦ 個人的な感情で、状況に適さない過度な要求等
- ⑧ 仕事の遅延、行き詰まり等を部下のせいにし、うっ積をはらす行為
- ⑨ 権力を背景にして相手の存在を認めないような態度を継続的にとる行為
- ⑩ 多数の者がいるところでの罵倒
- ⑪ 部下や学生を軽視、侮蔑したり仲間はずれにする、それにより職場環境を悪化させる行為
- ⑫ 相手の評判を落とすようなことを言いふらす
- ⑬ 不必要にプライバシーに踏み込んだ発言や質問
- ⑭ 私生活や私的活動への参加や協力を強要
- ⑮ その他、職務上の優位性を背景にした、相手方への不適切な言動、また言動により職場・教育環境を悪化させる行為

5 その他のハラスメント

前3項に定めるもののほか、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

(制裁)

第5条 前条第2項から第5項に掲げる行為を為した構成員に対しては、教職員の場合には就業規則第106条又は就業規則(非常勤職員)第67条、学生である場合には学則第48条又は大学院学則第37条及び学生懲戒規程第2条に基づき厳正な制裁を行う。なお、制裁の区分については、次の要素を総合的に判断して決定する。

- (1) 行為の具体的態様(時間・場所・内容・程度等)
- (2) 当事者同士の職位等の関係
- (3) 被害者の対応、心情、被害の有無程度等

2 学長は、相手方が構成員でない場合は、相手方が所属する組織・団体等に対し必要な措置を取ることを求める申し入れを行う。

(対象とするハラスメントの範囲)

第6条 この規程が対象とするハラスメントは、行為者が構成員である時は、行為の行われた場所、時間の如何にかかわらず対象とする。

2 当事者の一方が、本学の構成員でない場合、本学の教育研究活動に影響を及ぼす事案については、この規程を準用する。

(本学の責務)

第7条 本学は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 本学の構成員に対し必要な教育及び啓発活動(パンフレットの配布、ポスター掲示等)を行うとともに、適切な広報、研修を行うよう努めること
- (2) ハラスメント事案が発生した場合には、相談窓口を設置等、被害の救済に万全を期して、適切な対応を行い、事態の解決に努めること
- (3) ハラスメント事案申立者の人権を尊重し、守秘義務を徹底すること

(本学の構成員の責務)

第8条 本学の構成員は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 生活、学修、教育、研究及び業務等のあらゆる場面において、他者の人権を尊重すること
- (2) ハラスメントが、行為者の意図にかかわらず、相手方の受け止め方によるものであることを十分理解し、ハラスメントと受け取られるおそれのある言動を行わないこと
- (3) ハラスメントの防止に努め、ハラスメントのない環境を醸成し維持することに努めること

(ハラスメント防止委員会等)

第9条 本学は、第1条の目的を達成するために、ハラスメント防止委員会(以下「防止委員会」という。)を置く。

2 本学は、ハラスメントの相談に対応するために、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

3 本学は、ハラスメント事案の調停のために、必要に応じてハラスメント調停員(以下「調停員」という。)を置く。

4 本学は、ハラスメント事案の調査のために、必要に応じてハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)を置く。

5 前各項に掲げる防止委員会、相談員、調停員及び調査委員会の組織並びに運営等については、別に定める。

第2章 ハラスメント事案の取扱

(ハラスメント事案の解決手順)

第10条 ハラスメントに関する事案の解決手順は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談
- (2) 意見通知
- (3) 調停
- (4) 調査
- (5) 認定
- (6) 是正の勧告

2 本学の構成員が、ハラスメントについて相談し、又は意見通知、調停或いは調査を申し立てようとするときは、所定の手続きを行わなければならない。

(相談)

第11条 本学の構成員は、次の各号に掲げる場合、ハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。

- (1) 構成員本人がハラスメントによる被害を受けたと感じたとき
- (2) 他の構成員がハラスメントを受けているのを見て、不快に感じたとき
- (3) 他の構成員から、ハラスメントをしている旨の指摘を受けたとき
- (4) 他の構成員から、ハラスメントに関する相談を受けたとき

2 ハラスメントの相談は、原則として男女を含む複数の相談員が受けるものとする。

3 相談者は、相談員が認めた場合には、相談に際して家族、友人又は教職員等を付き添わせることができる。

4 相談員は、相談の事案について、文書をもって防止委員会に報告する。

5 相談員は、相談者の同意の上、防止委員会に対し意見通知、調停又は調査の申し立てを行うことができる。

(意見通知)

第12条 意見通知とは、申立人から請求があった場合、ハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）に対して申立の内容を通知することにより、問題の解決を図ることをいう。

2 意見通知は、申立人から請求があり、防止委員会が必要と認めた場合に行う。

3 意見通知は、防止委員会委員長及び委員長が指名する防止委員会委員、又は相談員が必ず複数名で行う。

4 意見通知に際して、相手方に異議のある時は、その事情を聴取する。

5 意見通知にあたった者は、その結果を防止委員会及び申立人に報告する。

(調停)

第13条 調停とは、調停員が当事者相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図ることをいう。

2 調停は、申立人からの請求があり、防止委員会が必要と認め、かつ相手方の同意があった場合に開始する。

3 調停は、学長から委嘱を受けた調停員が、必ず複数名で行う。

4 調停は、調停員、申立人及び相手方の三者が同席する方法若しくは調停員が間に入り当事者同士が対峙しない方法、又はその併用によって行う。

- 5 調停は、以下の各号に掲げる場合に終了する。
 - (1) 申立人及び相手方の双方が、調停案を受け入れたとき
 - (2) 申立人又は相手方のいずれかが、調停の打ち切りを希望したとき
 - (3) 申立人及び相手方が、相当期間内に合意に達する見込みがないとき
- 6 調停により合意が得られたときは、申立人、相手方及び調停員の三者で、合意内容を文書によって確認する。
- 7 調停員は、調停の結果について、文書をもって防止委員会に報告する。

(調査)

第14条 調査とは、ハラスメント事案の解決のために、当該事案の事実関係について確認するために行う調査をいう。

- 2 調査は、次の各号に掲げる場合に行う。
 - (1) 申立人から請求があり、学長が必要と認めたとき
 - (2) 申し立てはなされていないが、当該事案が重大であり、学長が必要と認めたとき
- 3 調査は、学長が指名する者で構成する調査委員会が行う。
- 4 当該事案関係者は、調査に対し誠実に協力しなければならない。
- 5 調査委員会は、当該事案に関して調査した事実関係と、ハラスメントに該当するか否かの意見を付した報告書を作成し、学長に提出する。

(ハラスメントの認定)

第15条 学長は、調査委員会からの報告に基づき、当該事案のハラスメント認定について防止委員会に諮問する。

- 2 学長は、防止委員会の答申に基づき、当該事案のハラスメント認定又は不認定を行う。
- 3 学長は、調査結果及びハラスメントの認定結果を、申立人及び相手方に通知する。

(是正の勧告)

第16条 防止委員会の委員長は、学長の命を受け、ハラスメントの認定を受けた相手方に対して、言動の是正を勧告する。

(不服申立)

第17条 申立人又は相手方は、ハラスメントの認定又は不認定について不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、防止委員会に不服の申立を行うことができる。

- 2 防止委員会は、不服申立を学長に報告し、学長の諮問に応じて、不服申立の受理又は棄却を審議する。
- 3 学長は、不服申立の受理又は棄却を決定し、防止委員会の委員長に、当事者へ結果を通知させる。

(再調査)

第18条 前条に定める手続きにおいて、学長は防止委員会に対し、当該事案の再調査を命じることができる。

- 2 再調査に当たっては、当該事案にかかわった調査委員会の委員を全員交代させる。

(緊急時の対応)

第19条 学長は、事案が緊急を要すると認めた場合には、被害者の安全を確保するための措置を講ずることができる。

(ハラスメント事案の情報公開)

第20条 防止委員会及び調査委員会は、ハラスメント事案について、原則として公開しない。

- 2 防止委員会は、再発防止上必要と認められる場合は、学長の命により、当事者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮したうえで公表することができる。

第3章 補 則

(代理人及び補佐人)

第21条 相談者又は申立人及び相手方は、相談、意見通知、調停及び調査にあたって、原則として、代理人及び補佐人を代理出席又は同席させることができる。

(守秘義務)

第22条 防止委員会の委員、相談員、調停員及び調査委員会の委員は、ハラスメント事案に関わる人の人権を尊重し、プライバシーの保護に努めるとともに、職務上知り得たことを、他に漏らし又は利用してはならない。尚、その職務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱の禁止)

第23条 ハラスメントに関する相談、申立、調査の協力及び証言等に関して正当な対応をした者に対して、このことをもって何らかの不利益な取扱をしてはならない。

(虚偽証言の禁止)

第24条 本学の構成員は、ハラスメント事案に関して、虚偽の申立や証言をしてはならない。

(報復の禁止)

第25条 防止委員会は、相手方から相談者、申立人、相談員、調停員、防止委員会の委員及び調査委員会の委員その他の関係者に対する報復禁止の誓約書の提出を求めることができる。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、防止委員会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。